

## 東京都品川区①

### 1. 事業内容

担当課等	ものづくり・経営支援課 ものづくり支援係 TEL : 03-5498-6333 FAX : 03-5498-6338
助成事業名	・環境ビジネス支援事業（研究開発費助成）

### 2. 助成事業の内容

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の全ての資格を満たしていることが必要。なお、みなし大企業については助成対象から除外する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.区内に1年以上主な事業所を置く中小製造業者または中小製造業者を中心とするグループであること。</li> <li>2.法人都民税(個人にあたっては住民税)を滞納していないこと。</li> </ol> </li> <li>○「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する企業をいう。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.一つの大企業(中小企業以外の者)が発行済み株式総数又は出資総額の1/2以上を単独に所有又は出資している企業</li> <li>2.複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の2/3以上を所有又は出資している企業</li> <li>3.役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業</li> </ol> </li> <li>○中小製造業者とは、資本金3億円以下または従業員数300人以下の製造業者。</li> <li>○グループの場合は、構成企業の2/3以上が中小製造業者であり、その中小製造業者が1/2以上の開発費を負担し、かつ主たる構成企業が区内に1年以上主な事業所を置いていること。</li> </ul>
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のような新製品・新技術開発で、2012年4月から2013年3月までの間に開発が完了し、または完了する予定のもの。             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.環境に配慮した新エネルギーに関連する新製品・新技術開発</li> <li>2.省エネルギー化に寄与する新製品・新技術開発</li> <li>3.3R（リデュース・リユース・リサイクル）に寄与する新製品・新技術開発</li> <li>4.環境保全・環境負荷低減に配慮した新製品・新技術開発</li> <li>5.有害物質排出削減等に寄与する新製品・新技術開発</li> <li>6.産業廃棄物処理における環境負荷低減に寄与する新製品・新技術開発</li> <li>7.その他環境配慮型新製品・新技術開発</li> </ol> </li> <li>・ソフトウェアのみの開発、助成対象者が開発費等を負担しない受託開発は助成対象外</li> <li>・助成対象経費は、上記対象事業の研究開発に直接必要な経費で、以下に該当するもの             <ol style="list-style-type: none"> <li>1.原材料および副資材の購入費用</li> <li>2.機械装置の購入費用および借用費用</li> <li>3.工具器具の購入費用および借用費用</li> <li>4.外注加工費用</li> <li>5.研究開発の委託費用</li> <li>6.工業所有権の導入費用</li> <li>7.技術指導の受入費用</li> <li>8.公的機関等による各種検査データ取得に係る検査費用</li> <li>9.人件費及びその他特に認められる費用 (上記1～8の費用総額のそれぞれ10%以内まで)</li> </ol> </li> <li>・2012年度4月以降に生じた経費のみが対象</li> </ul>
助成期間	・会計年度内
助成金額、補助率	・最大500万円(対象経費の2/3)
産業財産権の帰属	・申請事業者

### 3. 応募手続き・申請

募集時期、期間	・8月1日～9月末日
審査（選考）方法	・申請件数・開発経費等を考慮し、審査の上、限度額の範囲内で区が額を決定する。

申請に係わる必要書類等	・区の指定する申請書類一式及び、開発内容等がわかる書類一式
支払い方法等	・交付確定時に全額または、交付決定時に 1/2 事業終了時に残りの 1/2 を交付

#### 4. 実績・資料等

採択件数、金額	・ 非公開
応募件数	・ 非公開
事業予算規模	・ 非公開
パンフ等の有無	・ HPにて公開

#### 5. 採択に伴う義務

採択に伴う義務等	・実績報告書等の提出
----------	------------

#### 6. 今後の計画・予定等

計画・予定等	変更なし
--------	------